

契約締結前交付書面兼商品概要説明書

2025 年 4 月 1 日現在

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

個人向け利付国庫債券〔個人向け国債〕（固定・3 年）

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ内容を十分にご確認ください。

○手数料はかかりません。

個人向け国債を購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。

○中途換金の制限・諸費用等について（詳細は以下項番 10、11 をご覧ください。）

- ・ 第 2 期利子支払期（発行から 1 年経過）までの間は、中途換金できません。
- ・ 第 2 期利子支払期（発行から 1 年経過）以降であれば、中途換金することができますが、その場合、中途換金調整額として「2 回分の利子（税引前）相当額×0.79685」のお支払いが必要です（詳細な中途換金調整額の計算方法は、以下項番 10 をご覧ください）。

○クーリング・オフの対象にはなりません。

個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

1. 商品名	個人向け利付国庫債券（固定・3年）
2. 商品概要	日本国が発行し、元本の償還や利子のお支払いをいたします。 個人のお客さまのみを対象とする、固定金利の国債です。
3. ご利用いただける方	個人のお客さま
4. 販売方式	個人向け国債は募集方式のお取り扱いとなります。 国債振替決済制度に基づく口座管理方式によりお取り扱いいたします。
5. 償還期限、償還金額	発行後3年、額面100円につき100円
6. 金利	固定金利です。具体的な利率の設定方法は以下のとおりです。 ○利率は、基準金利から各回号ごとに定められたスプレッド金利（2022年9月5日現在 年0.03%）を差し引いた水準です。 ○基準金利は募集期間開始日の2営業日前（10年固定利付国債入札日）において、市場実勢利回りを基に財務省が計算した期間3年の固定利付国債の想定利回り（小数点以下第3位を四捨五入し、年0.01%刻み）とします。 ただし、利率の下限として税引前年0.05%（税引後年0.0398425%）が設定されています。
7. 利子	年2回（半年ごと）の利払日に、下記計算式で計算された金額をお支払いいたします（ご指定の預金口座へ入金いたします）。 第1期 「額面金額×適用利率（年率：%）/100×（1/2－未発行期間（※1）/365）」（税引前（※2）） 第2期以降 「額面金額×適用利率（年率：%）/100×1/2」（税引前（※2）） ※1 第1期利子支払期日の6ヵ月前応当日の翌日から起算して発行日までの日数（発行日が第1期利子支払期日の6ヵ月前応当日の場合は、ゼロ）となります。 ※2 税金については、下記「8. 租税の概要」をご覧ください。 なお、利払日が銀行休業日にあたる場合は翌営業日のお支払いとなります。
8. 租税の概要	お客さまに対する課税は、以下によります。 ・個人向け国債の利子については、利子所得として課税されます。 ・個人向け国債の譲渡益については、譲渡所得として課税されます。 税金…20.315%の申告分離課税（国税15.315%、地方税5%） 個人向け国債の利子および個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 障害者の方や寡婦年金等を受給されている方などについては、いわゆる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の非課税貯蓄制度の適用がうけられます。
9. 購入方法	
最低額面金額	1万円
購入単位	額面1万円以上1万円単位
募集の価格	額面100円につき100円
代金支払方法	原則としてお申し込みの際に購入対価の金額を「申込証拠金」としてお支払いいただきます。 「申込証拠金」をお預りしてから個人向け国債が発行されるまでは付利されません。
債券の取り扱い	購入代金受領時に証書または通帳をお渡しいたします。国債本券は発行されません。

10. 中途換金	第2期利子支払期(発行から1年経過)までの間は、中途換金できません。 第2期利子支払期(発行から1年経過)以後であれば、全部もしくは一部を中途換金することができますが、その場合、中途換金調整額として「2回分の利子(税引前)相当額×0.79685」のお支払いが必要です。 中途換金代金は、所定の手続きのうえ、約定日を含め3営業日後に指定口座へ入金いたします。 なお、中途換金の約定は、利払日4営業日前から利払日前営業日まで、および償還日4営業日前から償還日前営業日までの期間はできません。
11. 中途換金に関する特例事項	保有者ご本人の死亡による場合、または、大規模な自然災害により被害を受け、一定の要件を満たす場合(*)は発行から1年に満たなくとも中途換金できます。 *「災害救助法の適用地域に居住する個人向け国債の保有者が、災害救助法が適用されることとなった自然災害による被災に関し公的機関が証明した書類を提出する場合」 その場合の中途換金調整額は以下のとおりです。 A.初回の利子支払日から第2期利子支払日前までの間に換金する場合 「初回の利子(税引前)相当額×0.79685」+経過利子(税引前)相当額 B.初回の利子支払日前に換金する場合 経過利子(税引前)相当額
12. 手数料	手数料はかかりません。 ご購入の際には、購入対価のみお支払いいただきます。
13. 金利情報の入手方法	店舗にお問い合わせください。
14. 信用リスク	発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、損失が生じるリスクがあります。
15. その他参考となる事項	・預金・金融債・保険契約ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 - また、みずほ銀行(以下、当行といいます。)でご購入いただいた個人向け国債は、投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。 - なお、受渡日までのご資金は、預金保険制度上、全額保護対象となります。 ・一度約定した取引の取り消しは原則できません。 ・償還日以降の利息はつきません(償還日にご指定の普通預金口座または当座預金口座へ償還金を入金いたします。普通預金金利は店頭に表示する毎日の利率を適用いたします。当座預金は無利息です)。 ・個人向け国債を購入される場合、国債等公共債保護預り兼振替決済口座保有店以外ではお取引できません。国債等公共債保護預り兼振替決済口座は、原則おひとりさま1口座とさせていただきます。
16. 個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要	当行における個人向け国債のお取引については、以下によります。 ・個人向け国債の募集の取扱い ・個人向け国債の中途換金の為の手続き
17. 当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要	・当行が行う金融商品取引業は、主に投資信託・公共債の窓口販売、デリバティブ取引等の金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であります。 ・当行において個人向け国債の取引を行われる場合は、項番9項に記載の方法によります。

18. 当行の概要	
会社名	株式会社みずほ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第6号
本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
加入している 金融商品取引業協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情対応措置 および紛争解決措置	「一般社団法人全国銀行協会」または特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」を利用 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている 認定投資者保護団体	ありません
主な事業	当行は、個人・国内一般事業法人・金融法人・地方公共団体を主要なお客さまとし、銀行業務を中心に、登録金融機関業務その他金融サービスに係る事業を行っております。
発足年月	2013年7月
より詳細な当行の概要は、店舗または株式会社みずほフィナンシャルグループのウェブサイトにも備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。	
19. お問い合わせ先	店舗または以下までお問い合わせください。 みずほインフォメーションダイヤル（個人のお客さま専用） 0120-3242-86（3#） 海外からのご利用、その他フリーダイヤルをご利用いただけない場合は [通話料有料] 042-311-9210（3#） <受付時間> 月曜日～金曜日 9:00～17:00 （12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日にご利用いただけません）